

○総情上第100号

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型送信設備の運用について（通達）の一部を改正する通達を次のように定める。

令和2年12月16日

情報流通行政局長

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型送信設備の運用について（通達）の一部を改正する通達

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型送信設備の運用について（通達）（平成31年4月1日総情上第41号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
【様式1】	【様式1】
借受申請書 年 月 日 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第○号（※1）に基づく臨時災害放送局用設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。 省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。 〇〇総合通信局長 殿 （又は沖縄総合通信事務所長 殿） (借受申請者) ○ ○ ○ ○ ※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。 ① 災害時 省令第3条第8号 ② 平時（災害時以外） ア 周知広報 省令第3条第1号 イ 防災訓練 省令第3条第3号 ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号 ※2 電子メールに添付して申請可能。	借受申請書 年 月 日 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第○号（※1）に基づく臨時災害放送局用設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。 省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。 〇〇総合通信局長 殿 （又は沖縄総合通信事務所長 殿） (借受申請者) ○ ○ ○ ○ 印※2 ※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。 ① 災害時 省令第3条第8号 ② 平時（災害時以外） ア 周知広報 省令第3条第1号 イ 防災訓練 省令第3条第3号 ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号 ※2 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。 ※3 LG、JPドメイン又はGO、JPドメインの電子メールに添付して申請する場合は捺印不要。
【様式3】	【様式3】
借受書 年 月 日 年 月 日付け貸付承認に係る臨時災害放送局用設備の引渡しを受けました。 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2～8のとおりです。 〇〇総合通信局長 殿 （又は沖縄総合通信事務所長 殿） (借受者) 所属・役職 氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ 氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ ※ 電子メールに添付して申請可能。	借受書 年 月 日 年 月 日付け貸付承認に係る臨時災害放送局用設備の引渡しを受けました。 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2～8のとおりです。 〇〇総合通信局長 殿 （又は沖縄総合通信事務所長 殿） (借受者) 所属・役職 氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ 印※ 氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ 印※ ※ 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。
【様式5】	【様式5】
借受申請書 年 月 日 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第○号（※1）に基づくテレビジョン放送用可搬型送信設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。 省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。 情報流通行政局長 殿 (借受申請者) ○ ○ ○ ○ ※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。 ① 災害時 省令第3条第8号 ② 平時（災害時以外） ア 周知広報 省令第3条第1号 イ 防災訓練 省令第3条第3号 ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号 ※2 電子メールに添付して申請可能。	借受申請書 年 月 日 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第○号（※1）に基づくテレビジョン放送用可搬型送信設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。 省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。 情報流通行政局長 殿 (借受申請者) ○ ○ ○ ○ 印※2 ※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。 ① 災害時 省令第3条第8号 ② 平時（災害時以外） ア 周知広報 省令第3条第1号 イ 防災訓練 省令第3条第3号 ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号 ※2 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。 ※3 LG、JPドメイン又はGO、JPドメインの電子メールに添付して申請する場合は捺印不要。

【様式 7】	【様式 7】
<p>借受書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>年 月 日付け貸付承認に係るテレビジョン放送用可搬型送信設備の引渡しを受けました。</p> <p>総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2～8のとおりです。</p> <p>情報流通行政局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(借受者) 所属・役職 氏 名 ○○○○ ○</p> <p style="text-align: right;">※ 電子メールに添付して申請可能。</p>	<p>借受書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>年 月 日付け貸付承認に係るテレビジョン放送用可搬型送信設備の引渡しを受けました。</p> <p>総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2～8のとおりです。</p> <p>情報流通行政局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(借受者) 所属・役職 氏 名 ○○○○ ○ 印※</p> <p style="text-align: right;">※ 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。</p>

附 則

この通達は、令和2年12月16日から実施する。